

虐待防止のための指針

一般社団法人フィール

(施設における虐待防止に関する基本的な考え)

第 1 条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳・人格の尊重を重視し、権利利益のみに資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- 1 身体虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- 2 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- 3 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
- 4 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の業務を著しく怠る事。

- 5 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項)

第 2 条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努める視点から、「虐待防止委員会」を組織します。

なお、本委員会の運営責任者(委員長)は当事業所の管理者とし、サービス管理責任者を「虐待の防止を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

- 2 虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。

- 3 会議の実地にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

- 4 虐待防止委員会は、年に 1 回以上委員長が招集し、開催します。

- 6 虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること

- ②虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止について、職員が相談・報告できる体制設備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待防止のための職員研修に関する基本指針)

第 3 条 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待等の適正化を徹底します。

2 研修は、年に 1 回以上行っています。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席

者を記録し、電磁的記録等により保存します。

(施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第 4 条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報します。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第 5 条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

附則

この指針は令和 5 年 11 月 21 日より施行します。